

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令について

平成19年12月
総務省自治財政局

1 趣旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）の施行に伴い、法において政令事項とされているもの及び法の施行に伴い必要となるものの規定の整備を行うものである。

2 内容の概要

（1）財政指標（健全化判断比率等）関係

- 実質赤字比率の対象となる一般会計等の範囲から除外される特別会計の範囲について、国民健康保険事業、介護保険事業等に係る特別会計を規定
- 連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額について、公営企業の流動負債の額及び建設改良費等以外の経費に係る地方債の現在高の合算額が流動資産の額を超える額等と規定。ただし、事業の特性等により生じる資金の不足額を控除することを規定。また、宅地造成事業においては、土地の評価額の算定において特別な算定方法を規定。
- 連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剰余額について、公営企業の流動資産の額が流動負債の額及び建設改良費等以外の経費に係る地方債の現在高の合算額を超える額等と規定。また、宅地造成事業においては、土地の評価額や資金剰余額の算定において特別な算定方法を規定。
- 将来負担比率の算定について、債務負担行為に基づく支出予定額に算入される経費として地方財政法第5条各号に規定する経費を、負債の額に算入する地方公共団体の設立法人として地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人を規定
- 資金不足比率に用いられる公営企業ごとの事業の規模の算定方法について、営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を基本とすることを規定

(2) 基準関係

- 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準の数値を規定
- 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率について、財政再生基準の数値を規定
- 資金不足比率について、経営健全化基準の数値を規定

(3) 手続関係

- 財政健全化計画及び経営健全化計画の策定を要しない場合の要件・手続を規定
- 総務大臣等への報告等を要さない財政健全化計画等の軽微な変更の内容について規定
- 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ財政再生計画に総務大臣の同意を得ていない場合の地方債の起債の制限の特例として、災害復旧事業費等の財源とする場合等を規定
- 財政再生団体に係る総務大臣が行う地方債の許可手続を規定
- 財政再生団体に関し総務大臣への通知を要する国の直轄事業を規定
- 総務大臣に属する権限のうち都道府県知事が行うこととする事務を規定
- その他市町村の廃置分合に係る特例、事務の区分に係る規定等を整備

(4) 施行日等

- 施行日を平成21年4月1日とする。ただし、財政指標に関する規定は平成20年4月1日から施行する。
- 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年政令第333号）は廃止し、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）は一部削除する。
- その他今回の法及び法施行令の制定に伴う他政令の改正等所要の規定の整備を行う。